

令和5年度第4回運営推進会議 グループホーム暖らん

日時：令和5年11月29日（水曜） 15時00分～15時30分

出席者 民生児童委員 出雲市高齢者福祉課 出雲市高齢者あんしん支援センター

星隆会理事長 暖らん管理者

以下の事項を報告して、委員からの意見や質問を伺った

1. 利用状況（11月28日現在）

現入居者 9名（定員9名）

① 年齢別

平均91.4歳

	男	女
80歳代	0	2
90歳代	1	6

② 要介護度別

平均要介護度 2.7

	男	女
要介護1	0	1
要介護2	1	2
要介護3	0	4
要介護4	0	0
要介護5	0	1

利用待機者 6名

2. 10月からの行事、活動

「暖らん便り」no.25をご覧ください。

委員からの質問：大社に行ったのはいいことだと思う。9人全員でか、大変と思うが。

暖らん：3台の車で、職員も理事長やきいちごからの応援も得て、利用者一人ずつ職員がつくように準備して行った。

3. 事故報告

転倒により4日間の入院を要した事故について

□ 経過

- ・11月5日（日曜）午後7時 居室内で転倒し、額をベッド柵にうち、こぶができる。訪問看護師、医師に連絡し、指示により県立中央病院に救急搬送する。小さな血腫がありその経過を診るために、当夜、6日、7日は入院する。
- ・8日（木曜）経過に特別の変化は見られなかったため午後退院する。
- ・20日（月曜）経過を診るため受診するが、異常はなかったため今回の事故による受診は終了。

□ 事故の原因

通常、歩行時は職員が両手引きの介助により、足の運びを確認しながらを行なっているが、その夜は職員が居室内で片側からの歩行介助を行った。歩行中、足がふらついて転倒した。職員の不十分な介助方法が原因であった。

□ 家族への連絡・対応

事業所の対応等について納得していただいている。

□ 現在の状態と今後の対応

生活の多くの場面で事故前の状況に戻っているが、両手引き歩行ができるまでには至っていない。訪問看護ステーションの看護師、療法士の指導を受けながら、介助と訓練を行ってゆく。

□ 再発防止の取り組み

職員会を早めて開催し、事故の状況と原因について確認した。全員で事故防止への取り組み意識を高めること、各利用者の移動、移乗時の介助方法の再検討とその徹底を申し合わせた。

4. 研修

10月26日(木) ユマニチュード基礎研修 職員1名 ZOOMによる6時間の研修

10月27日(金) 職員会 「認知症：ひもときシートの活用」

11月17日(金) 職員会 「介護記録：項目形式による記録への移行のために」

5. 居室内の見守りカメラの設置と運用について

あるご利用者の居室内に期間を限定してカメラを設置し、夜間、モニターにより見守りも行うことで、転倒の防止と夜勤職員の負担軽減を図りたい。

□ 当該ご利用者について

- ・要介護3の女性。歩行が不安定で、通常老人車を押しながら歩行する。今年に入り、これまでに転倒(尻もち)が4回起きており、1度は受診対応となった。
- ・不眠が続くことがあり、その場合は夜間も含めしばしば室内を歩き、廊下にも出てくる。老人車を使用せずに歩き始めることが多い。

□ 赤外線センサーの使用

今までの転倒は居室内で一人での移動時に起きており、時には窓を開けて(鍵を開けて)外に出ようとすることも起きているため、足元に赤外線センサーを設置して、歩き始める前に必要な声かけ、介助を行なうようにしている。センサーの使用については定期の身体拘束ゼロ委員会に諮っている。

□ 夜間不眠時の状況と対応

夜間不眠の時には10分~15分おきにセンサーが鳴って、都度、夜勤職員が訪室して状況と安全を確認する。ほぼ一晩中続くことが11月に数夜あった。そのことによる夜勤職員(一人体制)の身体的、精神的負担が大きかった。また利用者にとっては、ベッドサイドに座るだけでも職員がドアを開けることに不満も聞かれる。

□ カメラによる見守りの導入(案)

居室内(壁上部)に家族見守り用として市販されているカメラ(*)を取り付ける。足元の赤外線センサーが鳴った場合、夜勤待機場所でカメラの映像を専用モニターで確認する。すぐに訪室が必要な状況でなければセンサーの受信音を切り、そのままモニターで見守りを続ける。声かけや介助が必要と判断した場合に訪室する。カメラの使用については身体拘束ゼロ委員会で報告、

検討する。

*カメラには暗視機能と動きセンサーがあり、映像保存機能はない。カメラは試験的に運用し、機能、安全性などを確認した。最近介護ロボットの導入が進められ、施設における見守りカメラ（システム）が徐々に導入されつつあるが、今回使用したのは小型の民生用の機器である。

□ 倫理的問題

居室内の見守りカメラの使用については、プライバシーの侵害または身体拘束に当たるのではなどの議論がある。それについては、次のように考え対応したい。

- カメラの使用は不眠の状態が続く時期に限り、その夜間（夜勤職員の勤務時間帯）のみ使用する。必要がない時期には、カメラは壁取り付け具から外す。使用にあたり夜勤職員と管理者、身体拘束委員会に属する職員の了解を得る。
- 予めご家族に上記条件での使用について許諾を得る。 → ご家族には11月中に上記のことを説明しカメラの使用について了解を得ている。
- 夜間不眠が起きる原因を探り(*)その解消に努める。主治医、訪問看護師にも相談する。
*排泄関係の不快感、季節・温度の変化、風邪症状などの体調不良などが考えられ、日中の過ごし方の工夫に取り組んでいる。
- 「転倒の防止による安全の確保」と「プライバシー尊重」の間での、いわゆる倫理的ジレンマとなる事例であるが、ご本人にとっての最善のQOLのために、「カメラを期間と時間帯を限定して使用する」ことを妥協点としたい。
- ご本人の許諾についてどう考えるか、認知症を持つ人の自己決定の問題でもある。職員とはこの事例を元にQOL、認知症の人への意思決定支援、倫理的ジレンマ、などのテーマで研修を行う。

□ 職員の負担軽減

11月に当該ご利用者に試験的に運用した結果、夜勤職員がモニターで見守る対応が増え、訪室回数が減った。カメラの動きセンサーはベッド上の起き上がり動作などにも反応し、現状の足元の赤外線センサーよりも前もっての動作の把握が可能である。職員からは、夜勤中の身体的、心理的な負担がかなりの程度軽減したとの意見が聞かれた。ご利用者にとっても職員の度々の訪室に対する不満も少ないと思われる。

副次的な効用として、ベッド上での寝返りや起き上がりといった、それまで把握できなかった行動や動作について知ることができる。睡眠環境やケア方法の改善に役立てることができると考える。

職員の身体的、心理的な負担、疲弊が続くことは、不適切ケアの発生、更には離職につながる可能性もある。夜勤職員の負担軽減として待機職員の配置、訪問看護ステーションとの連携、警備システムの導入など行っているが、利用者への直接の対応面での負担軽減という面から、見守りカメラの導入の効果は大きいと思われる。

この資料作成時（11月下旬はじめ）、一晩中不眠が続くほどのことはなくなっているが、今後必要になる状況が起きれば使用することを検討したく、その可否や注意事項等についてご相談させていただく次第です。

委員からの質問：プライバシーの保護という倫理的問題があると思うが、出雲市としては見解があるのか。

委員の回答：現在、市として決まった見解はない。

委員：見守りのカメラを設置したという事例に接したのは初めてである。介護全体として導入についてどのような状況なのか。

暖らん：介護業界において国や県によって介護ロボットの導入が進められている。介護ロボットの一分野として見守りシステムが含まれている。導入には県からの補助金もついている。業者の展示会が県内でも実施されており、そこに見守りシステムも出展している。全国的には少しずつ導入が始まっている状況と認識している。

家族または本人の許諾を得た上で、限られたご利用者、期間、時間帯に、必要性和効果を明確にし、漫然と使用することなく一定のルールのもとで運用したい。今後もご意見やご教示をお願いしたい。

6. その他

□ 今年度の外部評価を昨年と同様、外部の評価機関に依頼した。家族へのアンケートの発送が始まっている。今後、運営やサービスに関する資料を送付し、それらをもとに2月に対面での評価が行われる予定。

□ 9月から10月にかけて出雲医療福祉専門学校の学生に対して臨地実習の代わりに行なった当事業所を紹介したZOOMでのプレゼンテーションについて、それを視聴した60人分の学生の感想集を教員が持って訪れ、謝意が示された。